

令和7年1定 意見案・決議案の状況

R7.3.18

<意見案>

項 目	概 要	発 議	各 派 の 態 度					趣 旨 説 明	質 疑	反 対 討 論	賛 成 討 論
			自 民	結 公	公 共	維 新	他				
1	インターネット、SNSを利用した犯罪被害の防止並びに誹謗中傷等の抑止及び被害者救済を求める意見書	政 審 (自民)	○	○	○	○	○				
2	将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書	保 健 福 祉 委 員 会	○	○	○	○	○				
3	セーフティネットである高額療養費制度の堅持を求める意見書	保 健 福 祉 委 員 会	○	○	○	○	○				
4	持続可能な学校の実現に必要な教育指導体制の充実を求める意見書	文 委 員 会	○	○	○	○	○				
5	北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の整備促進に関する意見書	各 派	○	○	○	○	×	○		○	

<決議案> なし

インターネット、SNSを利用した犯罪被害の防止対策並びに誹謗中傷等の抑止及び被害者救済を求める意見書

近年、SNS上の広告で著名人などをかたって主催するセミナーや投資ビジネスへ勧誘、架空の投資を継続させ、金銭をだまし取る「SNS型投資詐欺」や、SNSを利用して恋愛感情を抱かせて金銭をだまし取る「SNS型ロマンス詐欺」による被害が全国的に急増している。

また、SNSで実行犯を募集する、いわゆる「闇バイト」を利用した手口の犯罪は特殊詐欺のみならず強盗等にまで拡大している。

こうした脅威に対応していくために、新たな捜査手法の導入をはじめとして、これまでになかった抜本的な対策を講じていく必要がある。

また、SNS等においては、匿名の発信者による激しい誹謗中傷や差別的言動などが後を絶たず、被害者が自殺に至るなど、深刻な社会問題となっている。

国は、昨年5月プロバイダー責任制限法を情報流通プラットフォーム対処法に改正し、大規模プラットフォーム事業者に対して、対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置を義務づけ、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処することとしたところである。

一方、発信者情報の開示請求は、裁判手続など被害者に大きな負担となっており、実効性のある仕組みを速やかに整備する必要がある。

よって、国においては、次の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- あらゆる機会を通じて、国民を被害に遭わせないため、SNSへの関わり方、利用上の注意等について、広報啓発活動をより一層推進すること。
- SNSや匿名性の高い通信アプリが犯行グループの通信手段として悪用されているにもかかわらず、本人確認義務がなく、通信履歴の保存も十分ではない現状がある。そのため、これらのインターネットサービスを提供している事業者に対して、本人確認の厳格化を要請し、適切なルールを早急に確立するとともに、大規模プラットフォーム事業者に対する違法・有害な虚偽情報の削除対応の迅速化や運用状況の透明化の義務づけを速やかに施行するなど総合的な対策を進めること。
- 日本国内において、通信サービスを提供する外国事業者等については、日本法人等窓口を設置させ、照会への回答など必要な情報が迅速にやり取りされる環境を整備すること。
- 新たな捜査手法の確立や環境整備により、「闇バイト」等情報に関する情報収集やSNS等からの削除、取締り等を推進すること。
- SNS等インターネット上の誹謗中傷等を抑止し、迅速かつ円滑な被害者救済を実現するため、開示対象となる発信者情報の追加やプロバイダー等による発信者情報の開示の円滑化など、被害者の負担軽減につながる制度改正を速やかに行うこと。
- インターネット利用者の情報モラルやネットリテラシーを向上するため、広報啓発活動をさらに積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官
デジタル大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)
警察庁長官

各通

将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書

少子高齢化が進む本道において、地方では特に人口減少が激しい上、昨今の急激な人件費の増加、光熱費・食材料費の高騰なども相まって、現在の医療機関、介護施設等（以下、「医療機関等」という。）を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会の3病院団体による2024年度病院経営定期調査では、全病院（1043病院）の同年6月の医業収益は前年同月比1.5%減、医業費用は0.6%増、医業利益、経常利益ともに2期赤字で減益となっている。

独立行政法人福祉医療機構が令和6年6月に実施した病院経営動向調査によると、一般病院の赤字病院割合は39.8%（前年度比15.3%増）、同様に療養型病院で29.3%（同4.9%増）、精神科病院で44.1%（同17.6%増）と増加し、約4割の医療機関が赤字経営となっているほか、医師の高齢化や経営不振などの理由により診療所の廃止が進んでいる。

また、介護事業においても、事業者の倒産が昨年過去最多に上っており、特に、訪問介護事業は介護報酬の引下げなどの影響によって、大変厳しい経営状況にある。

このままでは医療機関等における人材確保がさらに難しくなり、地域における医療・介護が維持できなくなる。

他の一般の分野では価格転嫁という手法も取られるが、公定価格により運営する医療機関等は、その上昇分を価格に転嫁することができないため、賃上げと物価高騰、さらには日進月歩する技術革新への対応等も踏まえた適正な診療報酬や介護報酬（以下、「診療報酬等」という。）の設定が必要である。

よって、国においては、医療機関等の経営悪化へ歯止めをかけるよう、診療報酬等の在り方も含め引き続き戦略的かつ継続的に対処すること。

また、エネルギー、原材料及び資材価格の高騰によって、国が定める診療報酬等により経営を行う医療機関等に大きな影響が出たことから、経営に必要な経費について令和6年度診療報酬改定等に対応されたところであるが、なお不足が生じる場合は、臨時的な診療報酬等の改定や国による補助制度の創設により、全国一律の対策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 各通

セーフティーネットである高額療養費制度の堅持を求める意見書

高額療養費制度は、医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が上限を超えた場合、その超えた額を支給する制度である。

国では、全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持し、高齢者と若者の間での世代間公平が図られるよう、能力に応じて全世代が支え合う「全世代型社会保障」の構築に向け、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるため、これまでも、経済情勢に対応した患者負担の見直し等を行ってきたところである。

こうした中、政府は、本年8月に予定していた自己負担限度額の定率改定を含めて、見直し全体について実施を見合わせ、本年秋までに改めて方針を検討し、決定することとしているが、高額療養費制度の見直しは、長期にわたって治療を余儀なくされている方々や一度に数か月分の薬の処方を受けている方々などにとって、経済的な負担増にも直結することから、セーフティーネットの堅持はもとより、こうした当事者の方々の不安に向き合い検討する必要がある。

よって、国においては、当事者や関係団体から丁寧に意見を聞き、今後の検討を進めるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 各通

持続可能な学校の実現に必要な教育指導体制の充実を求める意見書

少子化の進行に伴い、広域分散型の本道においては、小学校の複式学級の割合が、全国の3倍以上となるなど、学校数や学級数が減少し、教職員数も志望者の減少に加え、早期退職などにより減少傾向となっている。本道の子どもたちの学力・体力は、改善傾向にあるものの、全国平均を下回る状況であり、少人数学級、少人数指導、教職員定数の一層の改善など、きめ細かな指導を徹底し、各学級の教育指導体制を充実することにより、質の高い教育を継続的に提供することが求められている。

また、いじめや不登校など、子どもたちが抱える困難が多様化・複雑化しており、教職員が対応する業務は多岐にわたり、業務分担や業務支援などの職場環境整備は必須で、教員が教科指導に関わる授業準備や教材研究など、本来業務に専念できるようにすることは喫緊の課題となっている。

道内でも学校における働き方改革の取組により、改善傾向にはあるものの、いまだ多くの教職員が長時間勤務の実態となっており、管理職による学校としての必要なマネジメントが十分に機能しないことが懸念されている。

よって、国においては、現在、教職調整額の率を引き上げる法案を通常国会に提出しているところであるが、教職員の勤務実態を十分踏まえた上で、各学校の教育指導体制の充実を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 教職員の加配等の定数改善、人材確保
- 2 教員業務支援員の配置充実及び校務支援システムの普及による教員の負担軽減
- 3 教職員の勤務実態を踏まえた、学校における働き方改革のさらなる加速化、処遇改善以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

各通

意見案第5号

北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の整備促進に関する意見書

去る3月14日、国土交通省の「北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の整備に関する有識者会議」が、札幌開業については、現時点で、完成・開業はおおむね2038年度末頃を見込み、工程への影響が大きいさらなるリスクが生じた場合、さらに数年単位で遅れる可能性があるとの報告書を取りまとめ、国土交通大臣に報告した。

国土交通大臣は、開業見通しには相当程度の不確実性が残るため、トンネルの貫通に一定のめどが立った段階で、改めて全体工程を精査するよう、鉄道・運輸機構に指示したとのことであり、開業の見通しは示されなかった。

北海道新幹線の全線開業に向けては、これまで長年にわたり、北海道議会をはじめ、地元自治体や経済界など関係者が一丸となって取り組んできているが、完成・開業が大幅に遅れること、また、今般、開業の見通しが明らかとならなかったことは、極めて遺憾である。

北海道内では、北海道新幹線が全線開業する2030年度を見据えて、将来に向けたまちづくりや再開発事業が進められているほか、我が国の発展に貢献すべく、食や観光、エネルギーといった北海道のポテンシャルを最大限に発揮させるための社会基盤や環境の整備、人材の育成など、多方面における取組が着々と進められてきている。

開業の遅れは、こうした取組はもとより、民間投資や企業行動、運営主体となるJR北海道の経営など、極めて大きな影響を生じさせることとなり、開業により生じるはずであった機会や利益の損失は、計り知れないほど甚大なものとなることは疑う余地がない。

よって、国においては、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）に関し、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 全体工程を精査した上で、早期に開業時期を明示すること。
- 2 完成・開業の大幅な遅れに伴う各方面への影響を早急に把握し、影響を最小限とするための対応策を講ずるとともに、事業費増加分に係る地方負担を軽減すること。
- 3 工期短縮に向けた検討を加速し、あらゆる策を講じて、一日も早い完成・開業を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣

} 各通

北海道議会議長 富原 亮